福島県立高等学校等証明事務手数料徴収事務取扱要領に関するQ&A

1 手数料の徴収について

	質疑	回答
1	手数料の徴収対象は誰にな	県立高等学校、県立中学校及び特別支援学校を
	るのか	卒業、転退学した者及びその代理人になります。
2	在学生から手数料を徴収し	行政実例において、公立学校在学の生徒等に対
	ない理由は何か	して成績証明書等を発行する場合には、手数料を
		徴収できないとあり、福島県証明事務手数料条例
		第2条の規定から在学生を除外したためです。
3	高校生はいつまで在学生と	義務教育については卒業する月の末日までと
	して取り扱うのか	なりますが、高等学校は義務教育ではないので、
		卒業式の日までを在校生としてください。
4	証明手数料はいくらか	1件につき300円となります。
5	手数料の納付方法は	福島県収入証紙による納付となります。
6	申請者が福島県外に住んで	福島県庁消費組合では、通信販売で収入証紙を
	いる場合など、福島県収入証紙	販売しており、収入証紙代金と返送用封筒を添え
	の売りさばき所が申請者の近	て現金書留で依頼すれば、収入証紙を購入できる
	くにない場合はどうするのか	とのことです。

2 対象となる証明書について

	質疑	回答
1	卒業証明書、修了証明書、成	内容が卒業証明書、修了証明書、成績証明書、
	績証明書、調査書以外の証明書	調査書と同じであって、申請者の請求に基づき学
	は手数料を徴収するのか	校が証明するものならば、その名称にかかわらず
		手数料を徴収することになります。
		なお、取扱いが判断できない特殊な証明書は、
		事前に財務課へ協議してください。
2	調査書など開封無効として	調査書など本人にその内容を伏せて交付する
	いる証明書は、進学先の大学等	証明書もありますが、申請者の請求により交付す
	で開封するものであり、証明内	る証明書は、地方自治法第227条にいう「特定
	容を請求者本人が知らないも	の者のためにする」事務にあたることから、請求
	のは手数料を徴収することは	者本人に内容を伏せた証明書であっても手数料
	できないのではないか	を徴収できると整理しております。

3 証明書の交付申請について

	質疑	回答
1	本人であることを証する書	証明交付申請書の申請者確認欄にある健康保
	面とはどのようなものか	険証などのほか、顔写真付きの学生証や社員証も
		可とします。
2	代理人による申請の場合に	一般的な委任状で差し支えありません。
	添付する、申請者の代理人であ	なお、参考までに一例を添付します。
	ることを証する書類とはどの	
	ようなものか。	

3	郵送による申請などで、申請	学校での交付が原則であり、郵送の際の郵便切
	者が証明書の送付を希望した	手等は申請者の負担となります。
	場合、郵便切手は誰が負担する	申請の際に必要な額の切手を貼付した返信用
	のか。	封筒を同封させてください。
4	申請書には申請者の押印が	自筆で記名されている場合は、申請者の押印は
	必要か	不要です。
5	保存期限を超過しているた	申請者等にその旨を説明し、交付できない旨の
	め証明書を交付できない場合	証明書を交付する場合は手数料を徴収します。
	は、手数料を徴収するのか	証明書を交付しない場合は収入証紙を申請者
		に返還し、収入証紙の買戻し手続きについて案内
		してください。
6	貼付された収入証紙はいつ	申請者に証明書を交付した日となります。
	の時点で収入証紙に消印する	
	のか	
7	収入証紙の消印はどのよう	専用の消印により、指定職員が申請書と証紙の
	に行うのか。	彩紋にかけて消印してください。
		なお、消印は、申請書と証紙がそれぞれ半分程
		度かかるようにしてください。
8	消印する指定職員は誰にす	事務分掌上の事務担当者で構いません。
	ればよいのか	特別支援学校で、現在事務分掌で事務担当者を
		置いていない場合は、あらかじめ指定職員を定め
		ておいてください。
9	収入証紙による収入は、どの	福島県収入証紙条例施行規則第17条第3項
	ように管理、報告するのか。	により、証紙収入整理簿(同規則第8号様式)を
		作成してください。
		収入額の報告は、同規則第17条第4項によ
		り、証紙収入報告書(同規則第9号様式)を各四
		半期終了後10日以内に財務課へ送付してくだ
		さい。
		なお、免除件数及び金額も証紙収入報告書の備
		考欄に記入してください。
10	今までは証明書交付台帳に	証明書交付台帳と証紙収入整理簿を両方作成
	より証明書の発行を管理して	することになります。
	いたが、今後は証紙収入整理簿	
	も作成しなければならないの	
	カュ	

4 手数料の免除について

	質疑	回答
1	生活保護の被保護者である	県や市の福祉事務所が発行する生活保護受給
	ことを証する書類とはどのよ	証明などで被保護者であることを確認してくだ
	うな書類か	さい。
2	手数料を免除した者には、免	免除者には免除決定した旨の通知をしてくだ
	除決定した旨の通知が必要か	さい。なお、別紙を参考にしてください。